

(写)

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第28号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第21条中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第23条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

付則第2項中「第20条第1項」を「第20条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第20条第1項の」を「第20条の」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び第20条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。